

改正

平成18年 5 月25日規則第88号  
平成22年 2 月25日規則第 6 号  
平成24年11月28日規則第65号  
平成25年 3 月27日規則第 8 号  
平成28年 3 月30日規則第 9 号  
平成30年 3 月30日規則第16号  
平成30年11月22日規則第60号  
令和元年 6 月27日規則第44号

石巻市都市公園条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、石巻市都市公園条例（平成17年石巻市条例第262号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(許可申請)

第 2 条 都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）又は条例の規定により許可を受けようとする者は、次に掲げる申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 法第 5 条第 1 項の申請書 公園施設設置・管理許可申請書（様式第 1 号）
- (2) 法第 6 条第 2 項の申請書 都市公園占用許可申請書（様式第 2 号）
- (3) 条例第 2 条第 2 項の申請書 都市公園内行為許可申請書（様式第 3 号）
- (4) 条例第 6 条第 5 項の申請書

ア 総合運動公園内の有料公園施設（石巻トレーニングセンターを除く。）の使用の許可に係る申請書 総合運動公園内有料公園施設使用許可申請書（様式第 4 号）

イ その他の有料公園施設の使用の許可に係る申請書 有料公園施設使用許可申請書（様式第 5 号）

2 前項第 1 号及び第 2 号の申請書にあっては当該行為の日の30日前まで、同項第 3 号の申請書にあっては当該行為の日の15日前まで、同項第 4 号の申請書にあっては当該行為の日の60日前から15日前までの間に提出しなければならない。

(許可事項の変更申請)

第 3 条 法又は条例の規定による許可を受けた者が、当該許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該行為の日の 7 日前までに、都市公園許可事項変更申請書（様式第 6 号）を市長に提出しなければならない。

(許可書等)

第 4 条 市長は、第 2 条又は前条の規定による申請を許可したときは、次の各号に掲げる許可について、それぞれ当該各号に定める許可書を申請者に交付する。

- (1) 法第 5 条第 1 項の許可 公園施設設置・管理許可書（様式第 7 号）
- (2) 法第 6 条第 1 項の許可 都市公園占用許可書（様式第 8 号）

- (3) 条例第2条第1項の許可 都市公園内行為許可書（様式第9号）
  - (4) 条例第6条第3項の許可
    - ア 総合運動公園内有料公園施設（石巻トレーニングセンターを除く。）の使用に係る許可 総合運動公園内有料公園施設使用許可書（様式第10号）
    - イ その他の有料公園施設の使用に係る許可 有料公園施設使用許可書（様式第11号）
  - (5) 法第5条第1項、法第6条第1項、条例第2条第1項又は条例第6条第3項の許可事項に係る変更許可 都市公園使用許可事項変更許可書（様式第12号）
- 2 市長は、第2条又は前条の規定による申請を許可しないときは、都市公園使用等不許可決定通知書（様式第13号）を申請人に交付する。

（総合運動公園の供用時間等）

第5条 総合運動公園の供用時間は、別表第1のとおりとする。

- 2 有料公園施設の供用日及び供用時間は別表第2のとおりとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、第1項の供用時間並びに前項の供用日及び供用時間を変更することができる。

（使用料の納付）

第6条 都市公園の使用料は、市長の発行する納入通知書により納付しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、石巻トレーニングセンターを利用しようとする者は、石巻トレーニングセンター個人使用券（様式第18号）又は石巻トレーニングセンター個人使用回数券（様式第19号）を購入するものとする。
- 3 前項の使用券及び回数券は再発行しない。

（使用料の還付の割合等）

第7条 条例第11条ただし書の規定による使用料の還付は、次の各号に掲げる場合において、それぞれ当該各号に定める割合により行う。

- (1) 許可を受けた者の責めに帰すことのできない理由により使用ができなくなったとき 全額
  - (2) 許可を受けた者が使用開始日の7日前までに当該許可に係る使用を取りやめたとき 全額
  - (3) 許可を受けた者が使用開始日の6日前から使用開始日の前日までに当該許可に係る使用を取りやめたとき 半額
- 2 前項の規定により使用料の還付を受けようとする者は、石巻市都市公園使用料還付申請書（様式第14号）を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査の上、その可否を決定し、その旨を石巻市都市公園使用料還付可否決定通知書（様式第15号）により通知しなければならない。

（使用料の減免）

第8条 条例第12条の規定による使用料の減免は、別表第3各項のいずれかに該当する場合とし、その割合は当該各項に定めるところによるものとする。ただし、石巻市トレーニングセンターを除く。

2 使用料の減免を受けようとする者は、石巻市都市公園使用料減免申請書（様式第16号）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査の上、その可否を決定し、その旨を石巻市都市公園使用料減免可否決定通知書（様式第17号）により通知しなければならない。

（規定の読替え）

第9条 条例第21条第2項の規定により指定管理者が有料公園施設の管理業務を行う場合（条例第6条第3項及び第7項の規定による許可を行う場合に限る。）においては、第2条から第4条までの規定（見出しを含む。）中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第5条第3項中「市長は、必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て」と、第6条から第8条までの規定（見出しを含む。）中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と、別表第3中「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。

（様式の特例）

第10条 指定管理者は、第2条から第4条まで、第7条及び第8条の規定にかかわらず、これらの規定に定める様式に代えて、市長の承認を得た上で当該指定管理者が定める様式を使用することができる。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日の前日までに、石巻市都市公園条例施行規則（昭和46年石巻市規則第22号）、河北町都市公園条例施行規則（平成3年河北町規則第5号）、雄勝町都市公園条例施行規則（昭和63年雄勝町規則第4号）又は河南町都市公園条例施行規則（昭和57年河南町規則第7号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成18年5月25日規則第88号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年2月25日規則第6号）

（施行期日）

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の石巻市民会館条例施行規則等の規定により作成された様式の用紙で、現に残存するものは、必要な修正を加え、なお当分の間、使用することができる。

附 則（平成24年11月28日規則第65号）

この規則は、平成25年1月1日から施行する。

附 則（平成25年3月27日規則第8号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の石巻市都市公園条例施行規則の規定により作成された様式用の紙で、現に残存するものは、必要な修正を加え、なお当分の間、使用することができる。

附 則 (平成28年3月30日規則第9号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月30日規則第16号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の石巻市都市公園条例施行規則の規定により作成された様式用の紙で、現に残存するものは、必要な修正を加え、なお当分の間、使用することができる。

附 則 (平成30年11月22日規則第60号)

この規則は、平成30年12月1日から施行する。

附 則 (令和元年6月27日規則第44号)

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

別表第1 (第5条関係)

区分	供用時間
4月1日から11月30日まで	午前5時から午後9時まで
12月1日から翌年3月31日まで	午前7時から午後9時まで

- 1 12月29日から12月31日までは閉園とし、1月1日から1月3日までの供用時間は午前8時から午後5時までとする。

別表第2 (第5条関係)

区分		供用時間
石巻市民球場・フットサルコート・フットボールフィールド・テニスコート	4月1日から11月30日まで	午前5時から午後9時まで
	12月1日から3月31日まで	午前7時から午後6時まで
石巻フットボール場・ふれあいグラウンド・多目的フィールド	4月1日から11月30日まで	午前5時から日没まで
石巻トレーニングセンター	4月1日から3月31日まで	午前9時から午後9時まで
河南中 野球場	4月1日から3月31日まで	午前5時30分から午後9時まで

中央公園			で
押切沼公園多目的広場		4月1日から3月31日まで	日の出から日没まで
追波川	野球場	4月1日から3月31日まで	午前9時から午後5時まで
河川運	陸上競技場	4月1日から3月31日まで	午前9時から午後5時まで
動公園	庭球場	4月1日から3月31日まで	午前9時から午後5時まで
	ゲートボール場	4月1日から3月31日まで	午前9時から午後5時まで

- 1 追波川河川運動公園の有料公園施設は毎週月曜日休園とする。ただし、月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その翌日を休園日とする。
- 2 河南中央公園の有料公園施設及び押切沼公園多目的広場並びに追波川河川運動公園の有料公園施設は、12月28日から翌年1月4日まで休園日とする。
- 3 石巻トレーニングセンターの日曜日及び休日の供用時間は、午前9時から午後5時までとする。

別表第3（第8条関係）

使用料減免基準

	減免範囲	減免率
1	市又は教育委員会が主催若しくは主体となって使用する場合	100%
2	市立小・中学校校長会又は中学校体育連盟が児童・生徒の教育目的のため競技会に使用する場合	100%
3	市立の学校が児童・生徒の教育目的のために使用する場で、教育委員会が特にその必要を認めた場合	100%
4	住民組織が主催若しくは主体となって、その住民組織の地区内にある都市公園を使用する場合	100%
5	高等学校体育連盟が主催若しくは主体となって使用する場合	50%
6	競技団体が市民を対象にした競技会若しくは指導育成を目的とした講習会・研修会に使用する場合	50%
7	市内の高校生以下の者が、条例別表第2の4のケその他の有料公園施設に規定する施設（夜間照明設備及び管理棟を除く。）を使用する場合。ただし、使用料に高校生以下の区分がある施設を除く。	50%
8	市が行政施策上積極的に共催する競技会に使用する場合	50%
9	市が行政施策上積極的に後援する競技会に使用する場合	25%
10	その他、市長又は教育委員会が、公益上特に必要と認める場合	100%

備考

- 1 減免額に100円未満の端数が生じた場合には切り捨てる。
- 2 学校関係の減免は、中学校及び高等学校体育連盟等の教育団体が主催する公式競技会をいう。
- 3 市が行政施策上積極的に共催・後援する競技会とは、担当職員が競技会運営のた

め終始参加するか、競技会運営のための費用の一部を市が負担又は助成する場合で、  
名義のみの共催・後援は対象とはしない。

様式第1号（第2条関係）

石巻市公園施設設置・管理許可申請書

年 月 日	
石巻市長	(あて)
	(申請人)団体名
	住 所
	氏 名
	電話番号
㊟	
下記のとおり申請します。	
記	
公園の名称	公園
設置・管理の目的	
設置・管理の期間	年 月 日から 年 月 日まで 日間
設置・管理の場所	
施設の名称・構造	
設置・管理面積	m <sup>2</sup>
工事実施方法	
工事の時期	年 月 日から 年 月 日まで 日間
公園の復旧方法	
公園施設の管理及び運営方法	
添付書類	設計書、仕様書、図面 業

石巻市都市公園占用許可申請書

年 月 日			
石巻市長	(あて)		
(申請人)団体名			
住 所			
氏 名			
電話番号			
<p style="text-align: center;">(印)</p>			
下記のとおり申請します。			
記			
公園の名称	公園		
占用の目的			
占用の期間	年 月 日から 年 月 日まで 日間		
工事の時期	年 月 日から 年 月 日まで 日間		
占用の場所	公園内(別紙図面表示の箇所)		
占用物件の名称・構造	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;"></td> <td style="width: 30%; text-align: right;">                     占用面積 m<sup>2</sup> </td> </tr> </table>		占用面積 m <sup>2</sup>
	占用面積 m <sup>2</sup>		
工事实施方法			
占用物件管理方法			
公園の復旧方法			
添付書類	設計書、仕様書、図面 葉		

※ 暴力団の利益となる占用を制限するため、占用の許可の決定に当たり、暴力団員による占用であるかを確認する必要がある場合は、所轄の警察署に照会することがあります。



石巻市都市公園内行為許可申請書

年 月 日			
石巻市長 (あて)		(申請人)団体名 住 所 氏 名 電話番号	
下記のとおり申請します。			
記			
公園の名称	公園		
行為の目的			
行為の内容			
行為の場所	(別紙図面表示の箇所)	使用面積	m <sup>2</sup>
行為の期間	年 月 日から 年 月 日まで	日間	前 午 時 分から 後 午 時 分まで 時間
公園の 復旧方法			

※ 暴力団の利益となる行為を制限するため、行為の許可の決定に当たり、暴力団員による行為であるかを確認する必要がある場合は、所轄の警察署に照会することがあります。



石巻市有料公園施設使用許可申請書

年 月 日			
石巻市長 (あて)		(申請者)団体名 住 所 氏 名 電話番号	
下記のとおり申請します。			
記			
公園の名称	公園	施設名	
使用目的			
使用人数	延 人		
使用区分	一般・大学生、 高校生、 中学生以下		
使用日時	年 月 日から 年 月 日まで 日間 午後 時 分から午後 時 分まで 時間	内 訳	
夜間照明設備 使用日時 (全灯・半灯)	年 月 日から 年 月 日まで 日間 午後 時 分から午後 時 分まで 時間	内 訳	
管理棟(放送 設備・電光表 示装置)	年 月 日から 年 月 日まで 日間 午後 時 分から午後 時 分まで 時間	内 訳	

※ 暴力団の利益となる使用を制限するため、使用の許可の決定に当たり、暴力団員による使用であるかを確認する必要がある場合は、所轄の警察署に照会することがあります。

石巻市都市公園許可事項変更申請書

年 月 日	
石巻市長           (あて)	
(申請人)団 体 名 住 所 氏 名                   Ⓜ 電話番号	
下記のとおり申請します。	
記	
公 園 の 名 称	公 園
有料公園施設の名称	
変 更 事 項	
変 更 理 由	
変更前の許可年月日 及び指令番号	年 月 日 石巻市( )指令第 号
備 考	

第 号	
団 体 名 住 所 氏 名 電 話 番 号	
年 月 日付けで申請のあった公園施設の設置・管理については、下記のとおりに許可します。	
年 月 日	
石巻市長 <span style="float: right;">印</span>	
記	
公園の名称	公園
設置・管理の目的	
設置・管理の期間	年 月 日から 年 月 日まで 日間
設置・管理の場所	
施設の名称・構造	
設置・管理面積	m <sup>2</sup>
使 用 料	円
条 件 等	

石巻市都市公園占用許可書

第 号	
団 体 名 住 所 氏 名 電 話 番 号	
年 月 日付けで申請のあった公園の占用については、下記のとおり許可します。	
年 月 日	
石巻市長 <span style="float: right;">印</span>	
記	
公園の名称	公園
占用の期間	年 月 日から 年 月 日まで 日間
工事の期間	年 月 日から 年 月 日まで 日間
占用の場所	
占用物件の名称・構造	占用面積 <span style="float: right;">m<sup>2</sup></span>
工事实施の方法	
公園の復旧方法	
占用物件の管理方法	使用料 <span style="float: right;">円</span>
条 件 等	

石巻市都市公園内行為許可書

第 号			
団 体 名 住 所 氏 名 電話番号			
年 月 日付けで申請のあった公園内での行為については、下記のとおり許可します。			
年 月 日			
石巻市長			印
記			
公園の名称	公 園		
行為の目的			
行為の内容			
行為の場所	(別紙図面表示の箇所)	使用面積	m <sup>2</sup>
行為の期間	年 月 日から 日間 年 月 日まで	前 午 時 分から 後 前 午 時 分まで 後	時間
公園の復旧方法	使用後整備し、原形に復旧する。	使用料	円
条 件 等			

石巻市総合運動公園内有料公園施設使用許可書

第 号
団 体 名 住 所 氏 名 電話番号
年 月 日付けで申請のあった総合運動公園内有料公園施設の使用 については、下記のとおり許可します。
年 月 日
石巻市長 <span style="float: right;">印</span>
記

使用施設				
使用目的				
使用日時	年 月 日から 年 月 日まで 日間 午 前 時 分から 午 前 時 分まで 時間 後 時 分	内 訳		
使用料	施設	設備	広告掲出	計
	円	円	円	円
使用区分	一般、大学生、高校生、中学生以下（フットサルコートに限り、中学生、小学生以下）			
入場料等の徴収の有無	有 無 (最高入場料金 円)			
使用設備	・電光式スコアボード ・夜間照明設備(全灯、2/3) ・放送設備 ・会議室(石巻市民球場) ・本部室(石巻フットボール場) ・冷暖房設備 ・シャワー設備		_____日間、_____時間 _____日間、_____時間 _____日間、_____時間 _____日間、_____時間 _____日間、_____時間 _____室、_____日間、_____時間 _____回、_____日間、_____名	
広告掲出	石巻市民球場	・スタンド ・グラウンド	_____日間、_____m <sup>2</sup> _____日間、_____m <sup>2</sup>	
	石巻フットボール場	・スタンド ・グラウンド	_____日間、_____m <sup>2</sup> _____日間、_____m <sup>2</sup>	



石巻市有料公園施設使用許可書

第 号			
団体名 住所 氏名 電話番号			
年 月 日付けで申請のあった有料公園施設の使用については、下記のとおり許可します。			
年 月 日			
石巻市長 <span style="float: right;">印</span>			
記			
公園の名称	1 蛇田中央公園 2 万石浦公園 3 曾波神公園 4 河南中央公園野球場 5 押切沼公園多目的広場 6 追波川河川運動公園〔野球場（面）・陸上競技場・庭球場（面）・ゲートボール場（面）〕		
使用目的	1 競技名〔野球・サッカー・陸上競技・庭球・排球・ゲートボール（練習・試合）〕 2 親睦 3 （健康・体力）の向上 4 その他		
使用料	施設	設備	計
	円	円	円
使用区分	一般・大学生、 高校生、 中学生以下		
使用日時	年 月 日から 年 月 日まで	日間	内 訳
	午 前後 時 分から 午 前後 時 分まで	時間	
夜間照明設備 (全灯・半灯) 使用日時	年 月 日から 年 月 日まで	日間	内 訳
	午 前後 時 分から 午 前後 時 分まで	時間	
管理棟(放送 設備・電光表 示装置)	年 月 日から 年 月 日まで	日間	内 訳
	前 午 時 分から 後 時 分まで	時間	
条 件	使用中、第三者に損害を及ぼしたときは、自己の責任において解決しなければならない。		
指 示 事 項	1 公園関係法令及び石巻市都市公園条例並びに石巻市都市公園条例施行規則の規定を厳守すること。 2 飲用後の空カン・空ビン・その他のゴミは、放置しないで持ち帰るなど使用者の責任で後始末すること。		

様式第12号（第4条関係）

石巻市都市公園使用許可事項変更許可書

石巻市( )指令第 号	
団 体 名 住 所 氏 名 電 話 番 号	
年 月 日付けで申請のあった許可事項の変更については、次のとおり許可します。	
年 月 日	
石巻市長 <span style="float: right;">印</span>	
記	
公 園 の 名 称	公 園
有料公園施設の名称	
変 更 事 項	
変 更 理 由	
変更前の許可年月日及び指令番号	年 月 日 石巻市( )指令第 号
使 用 料	
条 件 等	

石巻市都市公園使用等不許可決定通知書

第 号
団 体 名 住 所 氏 名 電話番号
年 月 日付けで申請のあった都市公園の使用等については、下記の理由により不許可とします。
年 月 日
石巻市長 <span style="float: right;">印</span>
記
・ 不許可の理由

石巻市都市公園使用料還付申請書

年 月 日			
石巻市長 (あて)		(申請人)団体名 住 所 氏 名 電話番号	
⑩			
下記のとおり使用料の還付を申請します。			
記			
許可年月日	年 月 日	指令番号	石巻市( )指令第 号
申請理由			
既納使用料	施 設	設 備	広 告 掲 出
	円	円	円
計	円		
還付申請額	円		
備 考			

様式第15号（第7条関係）


石巻市都市公園使用料還付可否決定通知書

団 体 名 住 所 氏 名 電話番号				
年 月 日 付けで申請のあった使用料還付について、次のとおり決定したので通知します。				
年 月 日				
石巻市長				
許可年月日	年 月 日	指令番号	石巻市( )指令第 号	
還付の可否	還付する(全額、半額) ・ 還付しない			
還付しない 場合の理由				
既納使用料	施 設	設 備	広 告 掲 出	計
	円	円	円	円
還付決定額	円			
備 考				

石巻市都市公園使用料減免申請書

年 月 日	
石巻市長 (あて)	
(申請人)団体名 住 所 氏 名 電話番号	
下記のとおり使用料の減免を申請します。	
記	
公園等の名称	公 園
使 用 目 的	
減 免 申 請 額	
申 請 の 理 由	
備 考	

石巻市都市公園使用料減免可否決定通知書

団 体 名 住 所 氏 名 電話番号			
年 月 日付で申請のあった使用料減免について、下記のとおり決定したので通知します。			
年 月 日			
石巻市長			
記			
公園等の名称	公 園		
使 用 目 的			
減 免 の 可 否	・減免する(割合：        )    ・減免しない		
減 免 し な い 場 合 の 理 由			
使 用 料	減 免 前 の 使 用 料	減 免 額	減 免 後 の 使 用 料
	円	円	円
備 考			

様式第18号 (第6条関係)  
個人使用券

No.	No.
個人使用券	石巻トレーニングセンター 個人使用券
一般	一般 1人1回
¥	¥ (当日限り有効です。)

5.5cm      5.5cm      4cm

No.	No.
個人使用券	石巻トレーニングセンター 個人使用券
大学生	大学生 1人1回
¥	¥ (当日限り有効です。)

No.	No.
個人使用券	石巻トレーニングセンター 個人使用券
高校生	高校生 1人1回
¥	¥ (当日限り有効です。)



様式第19号 (第6条関係)  
個人使用回数券

石巻トレーニングセンター	No.
個人使用回数券 (一般)	
11回分 ¥	
石巻トレーニングセンター	No. -11
個人使用回数券 (一般)	
石巻トレーニングセンター	No. -10
個人使用回数券 (一般)	
~~~~~	
石巻トレーニングセンター	No. -1
個人使用回数券 (一般)	

石巻トレーニングセンター	No.
個人使用回数券 (大学生)	
11回分 ¥	
石巻トレーニングセンター	No. -11
個人使用回数券 (大学生)	
石巻トレーニングセンター	No. -10
個人使用回数券 (大学生)	
~~~~~	
石巻トレーニングセンター	No. -1
個人使用回数券 (大学生)	

石巻トレーニングセンター No.

個人使用回数券

(高校生)

11回分 ¥

石巻トレーニングセンター No. -11

個人使用回数券

(高校生)

石巻トレーニングセンター No. -10

個人使用回数券

(高校生)

石巻トレーニングセンター No. -1

個人使用回数券

(高校生)